

昭和54年9月8日制定(空航第778号)

最大離陸重量5,700kg以下の
飛行機の所有者 殿

運輸省航空局長 松本操

航空機用救命無線機の装備について

運輸省は、かねてから、山岳部における遭難飛行機の搜索救難活動を迅速に行うための航空機用救命無線機の装備について郵政省の間で協議を進めてきたところであるが、今般無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第45条の18及び第45条の12の3に基づく告示（昭和54年7月16日付郵政省告示第430号及び昭和54年7月16日付郵政省告示第432号）が定められ航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機の使用が可能となった。

これらの無線機は、過去における搜索救難事例によれば、有視界飛行方式により山岳地帯を飛行する最大離陸重量5,700kg以下の飛行機に装備した場合極めて効果的であると判断される。については、これらの飛行機の使用者にあっては、極力下記により、これら無線機を装備するよう取計らわれたい（航空法施行規則第150条表中区分一に規定する洋上型の航空機用救命無線機を装備している場合を含む。）。

記

1. 現在、固定型航空機用救命無線機（昭和54年7月16日付郵政省告示第430号一の1の規定に該当するもの。以下同じ。）を装備していない飛行機には、固定型航空機用救命無線機を装備する。

なお、携帯型航空機用救命無線機（昭和54年7月16日付郵政省告示第430号一の2の規定に該当するもの。）及び航空機用携帯無線機（昭和54年7月16日付郵政省告示第432号に規定するもの。）を所有している場合は、固定型航空機用救命無線機を装備する迄の間、飛行時には必ずそれを携帯する。

2. 今後航空機を購入する場合には、固定型航空機用救命無線機を装備したもの購入する。

3. 過去にプロビジョンのみを残し機器を取り外したものは、当該機器を再取付する。

備考：航空機に1.により無線機を装備するにあたって、航空法第16条に定める運輸省令で定める範囲の改造をする場合には修理改造検査の申請を行うこと。